

【改定の経緯】

- ・令和6年能登半島地震は、令和6年4月からの水道行政の国土交通省への移管に先駆け、水道、下水道の関係者が初めて組織的に連携して取り組んだ災害であり、上下水道一体での復旧に向けた早期の機能確保を目指し、県外の自治体や国、関連団体などで広域的な支援を実施
- ・国土交通省では、「上下水道地震対策検討委員会」が設置され、令和6年9月に報告書が取りまとめられた
- ・日本下水道協会では、令和6年能登半島地震における発災後の対応や支援等を踏まえ、被災自治体や支援自治体を対象に実施したアンケート、「上下水道地震対策検討委員会」の報告書を考慮し、全国ルールの改定作業に着手

【改定の内容】

○下水道対策本部に関すること(第6条、第8条)

- ・都道府県の役割として、下水道施設が被災したときは、「**市町村からの報告を待たずに、情報収集に努める**」旨を追加
- ・下水道対策本部の業務に、「**上下水道一体での支援に向けた調整**」、「**支援自治体に提供する情報に宿泊施設の状況**」を追加

○支援調整隊に関すること(第7条)

- ・「**支援調整隊の活動が長期になった場合**には、隊長は、隊員の属する組織及び団体の交代について考慮する」旨を追加

○国土交通省の役割に関すること(第9条)

- ・「下水道対策本部設置後に、全体の被災状況を確認の上、支援規模の概要把握を行うため、**必要に応じて先遣隊を派遣する**ものとする。その隊員は国土交通省が指名する」旨を追加

○応援活動に関すること(第11条)

- ・応援活動にあたっての留意点として、「被災した自治体の指揮のもと」を「**被災した自治体と調整の上**」に修正
- ・下水道対策本部だけでなく、「**水道事業関係者とも緊密に連絡をとること**」を追加

○その他

- ・令和6年能登半島地震における支援の実態や全国ルールの改定等を踏まえ「**下水道事業における災害時支援に関するルールの解説**」に補足説明を追加